



# 金 沢 市 公 報

号外第16号

令和2年(2020年)10月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	○住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたことについて
●告 示		
○町の名称の変更について (市民協働推進課)	1	( " ) 2

## 告 示

●金沢市告示第327号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により町の名称を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、令和2年11月1日から効力を有するものとします。

令和2年10月30日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
金石下寺町	金石西3丁目	262の1、263、265、266、267の1、267の2、268～270、272～275、276の1、278～280、283の1、283の2、287、288、290、291、294、295、297～299、302～307、308の1、309の1、309の2、310の1、310の2、311、312の1、313、314、316、320の1～320の4、321、325の1、326の1、327、328、329の2、331、335の1、343、344の1、344の2、345、347～351、368の1、369～372、378、379、385、386、397、398、402、403、422、458～460
金石上浜町	金石西4丁目	129～132、134、158、161、162、164、166～172、174、176、177、179～181、183、185、207、212、213、870～874、877、878の1、878の2、880～885、898～901
金石浜町	金石西4丁目	368、397～399、401、402、408、410、411、460の3、460の4、461～465、467の2、474、598～600、601の1、601の2、602の1、602の2、603～609、610の1、610の2、611の1、611の2、612、613の1、613の2、614～617、618の1、618の2、619の1、619の2、640の1、640の2、641、642、644～647、649、651～658、660～662、664、665、740、743、744の1、744の2、746、751、752の1、753、754の1、754の2、758、761、769の1
金石松前町	金石西2丁目	555、556、559の1、559の2、562、564、565、569～580、582、585～598、811
	金石西4丁目	680～690、691の1、691の2、692、693、694の1、694の2、695の1、695の2、696、698、700、701、702の1、702の2、703～705、707、708、710、711、713～716、717の2、718、764、765、767、768、769の2、769の3、770の1、770の2、771、772、774、776、779、781、783、785、787、792、793、797、798、801～807、819の2、819の3、823～827、831、833、835、837、839、841～849、851、959の2、962、966、968、971～974、977、982～987、989、995～997、999、1000の1～1000の8、1004、1007の1、1010、1079
金石御船町	金石北1丁目	449、450、453、456、475、476、504、505の1、505の3、506、509～511、514の2、518、518の1、519、525、528、530の1、530の2、531、534、535、537～539、541、544～546、547の1、547の2、549～553、554の1、554の2、557～560、564～567、569、584、591、592、594、595、598、604の2、604の3、612～614、617～620、622、623、627～629、630の1、630の2、631、632、634～639、640の1、640の2、641～

	655、656の1、656の2、657の1、657の2、658～660、661の1、661の3～661の15、668、671の1、671の2、676、679の2、680の1～680の3、680の6、680の7、680の9、685、686、694、695
--	--

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

●金沢市告示第328号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月30日

金沢市長 山 野 之 義

1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
金石下寺町	金石西3丁目	262の1、263、265、266、267の1、267の2、268～270、272～275、276の1、278～280、283の1、283の2、287、288、290、291、294、295、297～299、302～307、308の1、309の1、309の2、310の1、310の2、311、312の1、313、314、316、320の1～320の4、321、325の1、326の1、327、328、329の2、331、335の1、343、344の1、344の2、345、347～351、368の1、369～372、378、379、385、386、397、398、402、403、422、458～460
金石上浜町	金石西4丁目	129～132、134、158、161、162、164、166～172、174、176、177、179～181、183、185、207、212、213、870～874、877、878の1、878の2、880～885、898～901
金石浜町	金石西4丁目	368、397～399、401、402、408、410、411、460の3、460の4、461～465、467の2、474、598～600、601の1、601の2、602の1、602の2、603～609、610の1、610の2、611の1、611の2、612、613の1、613の2、614～617、618の1、618の2、619の1、619の2、640の1、640の2、641、642、644～647、649、651～658、660～662、664、665、740、743、744の1、744の2、746、751、752の1、753、754の1、754の2、758、761、769の1
金石松前町	金石西2丁目	555、556、559の1、559の2、562、564、565、569～580、582、585～598、811
	金石西4丁目	680～690、691の1、691の2、692、693、694の1、694の2、695の1、695の2、696、698、700、701、702の1、702の2、703～705、707、708、710、711、713～716、717の2、718、764、765、767、768、769の2、769の3、770の1、770の2、771、772、774、776、779、781、783、785、787、792、793、797、798、801～807、819の2、819の3、823～827、831、833、835、837、839、841～849、851、959の2、962、966、968、971～974、977、982～987、989、995～997、999、1000の1～1000の8、1004、1007の1、1010、1079
金石御船町	金石北1丁目	449、450、453、456、475、476、504、505の1、505の3、506、509～511、514の2、518、518の1、519、525、528、530の1、530の2、531、534、535、537～539、541、544～546、547の1、547の2、549～553、554の1、554の2、557～560、564～567、569、584、591、592、594、595、598、604の2、604の3、612～614、617～620、622、623、627～629、630の1、630の2、631、632、634～639、640の1、640の2、641～655、656の1、656の2、657の1、657の2、658～660、661の1、661の3～661の15、668、671の1、671の2、676、679の2、680の1～680の3、680の6、680の7、680の9、685、686、694、695

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

2 住居表示を実施すべき期日

令和2年11月1日

- 3 住居表示の方法  
街区方式
- 4 街区符号及び住居番号  
別冊「旧町名復活事業（金石下寺町、金石上浜町、金石浜町、金石松前町、金石御船町）旧新・新旧住居表示対  
照表」（登載省略）のとおり

令和2年(2020年)10月30日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)10月30日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	